内閣官房令

○内閣官房令第五号

特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）の一部の施行に伴い、国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第八条の二第九項の規定に基づき、国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和元年十月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

国家公務員退職手当法の規定による早期退職希望者の募集及び認定の制度に係る書面の様式等を定める内閣官房令（平成二十五年総務省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（内閣総理大臣に対する送付及び報告） **第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。 ［一～十　略］ 十一　個人情報保護委員会 十二　カジノ管理委員会 十三　金融庁 十四　［略］ 十五　［略］ 十六　［略］ 十七　［略］ 十八　［略］	（内閣総理大臣に対する送付及び報告） **第四条**　法第八条の二第九項の規定による送付及び報告は、次の各号に掲げる機関（当該機関が所管する行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。）を含む。）ごとに、毎年四月中に、前年度に認定を受けた応募をした職員の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（法第八条の二第二項に規定する募集実施要項をいう。以下同じ。）（同条第五項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、別記様式第六により行うものとする。 ［一～十　同上］ 十一　［同上］ ［号を加える。］ 十二　［同上］ 十三　［同上］ 十四　［同上］ 十五　［同上］ 十六　［同上］ 十七　［同上］
十九　［略］ 二十　［略］ 二十一　［略］ 二十二　［略］ 二十三　［略］ 二十四　［略］ 二十五　［略］ 二十六　［略］ **附　則** （施行期日） ［1　略］ （経過措置） 2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十四　消費者庁」とあるのは、「十四　消費者庁　十四の二　復興庁」とする。	十八　［同上］ 十九　［同上］ 二十　［同上］ 二十一　［同上］ 二十二　［同上］ 二十三　［同上］ 二十四　［同上］ 二十五　［同上］ **附　則** （施行期日） ［1　同上］ （経過措置） 2　復興庁が廃止されるまでの間における第四条の規定の適用については、同条中「十三　消費者庁」とあるのは、「十三　消費者庁　十三の二　復興庁」とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この内閣官房令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和二年一月七日）から施行する。